

気候非常事態に関する決議

近年、世界各地で地球温暖化が原因とみられる猛暑や豪雨などの異常気象が頻発し、また海面水位の上昇により都市の水没が懸念されるなど、「気候変動」リスクは、私たち人類やすべての生き物の生存基盤を揺るがす非常に深刻な問題である。

長野県においても昨年 10 月、令和元年台風 19 号による 100 年に一度といわれる豪雨に見舞われ、その甚大な被害によりかけがえのない生命と貴重な財産、人々の平穏な暮らしが奪い去られた。

また、本村でも国道 361 号権兵衛トンネル出入り口の法面崩落による道路通行止めにより、通勤・通院等の日常生活や観光面にも深刻な影響が出ている。

気候変動問題に対する危機感が世界中で高まる中、新たな国際的な枠組みである「パリ協定」が 2015 年に採択されるとともに、国内外の自治体等で「気候非常事態」を宣言し、脱炭素化を目指す取り組みが広がっている。本村もこうした国内外の自治体等の動きと協調し、気候変動への対策等について、転換を目指し行動していく必要があると考える。

本村議会は、2050 年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す運動を村民一丸となり推進していくため、「気候非常事態」を宣言することを強く求めるものである。

以上のとおり決議する。

令和 2 年 3 月 2 日

南 箕 輪 村 議 会